

令和2年度

主 要 事 務 事 業

地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業の表記方法等について

区は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区内の事業活動や区民生活を支える緊急対策に取り組むとともに、財源不足への対応として、事務事業の緊急見直しを行っている。

本文において、緊急対策事業、緊急見直し対象事業については、以下のとおり、どの事業が対象か分かるように表記している。

○緊急対策として新規・拡充する事務事業　：　【緊急対策事業】と表記する。

○休止・先送り・規模縮小等の見直し対象事務事業　：　【緊急見直し対象事業】と表記する。

なお、本文では、現時点での事務事業の内容及び手法を記載しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを想定し、厳しい社会環境の中で、今後も緊急対策及び事務事業の緊急見直しを継続的に実施していく。また、事務事業を従来どおりに継続することを前提とせず、事業のあり方や手法をどう変えていくかなど、本質的な見直しを行っていく。

※予算は、当初予算額を記載。（休止等がある場合も減額せず当初予算額を記載）

目次

ページ

1. 自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革(政策企画課、財政課)	1
2. 国公有地等の跡地利用(政策企画課)	5
3. 公共施設等総合管理計画の推進(政策企画課、公共施設マネジメント推進課)	11
4. 庁舎整備の推進(庁舎整備担当課)	13
5. 新たな地域行政の推進(地域行政課)	15
6. 新実施計画(後期)の推進(政策企画課、財政課、地域行政課)	21

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業一覧【緊急対策事業】

事務事業名	所管課	事務事業の内容及び手法（概要）	頁
該当なし			

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業一覧【緊急見直し対象事業】

事務事業名	所管課	事務事業の内容及び手法（概要）	頁
公共施設等総合管理計画の推進	政策企画課、 公共施設マネジメント推進課	○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、公共施設の改築・大規模改修等については、安全性や緊急性等の観点、今後の財政状況等を見据え、計画の先送りなどを調整し判断していく	11 ～ 12
庁舎整備の推進	庁舎整備担当課	○区民生活への影響や緊急性等の観点から検証を行うとともに、後年度の財政負担への影響も見据え、公共施設等総合管理計画の見直しと合わせて、以下の事業内容を総合的に判断する 1. 施工者の選定及び着工に向けた準備 2. 先行工事の実施 3. ローリングに係る部署移転 4. 新庁舎及び区民会館の各竣工時期を見据えた準備	13 ～ 14

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課） （財政課）	自治の推進のため、地方分権の時代に即した自治権の拡充を総合的に推進するべく、地方分権改革及び都区制度改革について検討を進めるとともに、区の将来を見据えた基礎調査に取り組む。	10,400千円	1. 地方分権改革について 【第一次地方分権改革（平成5年～）】 国と自治体の役割の明確化、自治体の自主・自立性の向上等 【三位一体の改革（平成13年～）】 国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し 【第二次地方分権改革（平成18年～）】 平成23年4月第1次地方分権一括法に始まった国から地方への権限移譲や規制緩和は、平成26年5月第4次地方分権一括法をもって367の法律が改正され、地方分権改革推進委員会の勧告事項には一通り対処したとされている。 （提案募集方式） 平成26年度より、従前の国主導による委員会勧告方式から地域の実情や課題に精通した地方の発意と多様性を重視し、個々の地方自治体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入され、第5次地方分権一括法等により法整備が進められてきた。以降、第9次地方分権一括法まで成立している。

（次頁に続く）

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方 分権改革と都区制度改革 （政策企画課） （財政課） （続き）			<p>（提案募集方式の活用）</p> <p>区はこれまで特別区長会を通じて「用途地域等の都市計画決定権限の移譲」、「産後ケア事業の法的事業化」、「県費負担職員の人事権等の移譲」などを提案している。「産後ケア事業の法的事業化」については、「母子保健法の一部を改正する法律」が第 200 回臨時国会において成立し、現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」を母子保健法上に位置づけ、各市町村に実施の努力義務を規定するなどの改正が行われた。</p> <p>（第 10 次地方分権一括法）</p> <p>令和 2 年 3 月に閣議決定された第 10 次地方分権一括法案（10 法律を一括改正）は、第 201 回通常国会において審議中となっている。区としては 23 区で連携し、法施行に伴う影響調査を進めている。</p> <p>引き続き、提案募集方式を活用し、課題解決のため積極的に発意していく。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方 分権改革と都区制度改革 （政策企画課） （財政課） （続き）			<p>2. 都区制度改革について</p> <p>平成 1 2 年改正地方自治法により、特別区が「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに、都と特別区の役割分担及び財源配分の原則が規定された。一方で、都区の大都市事務の役割分担などの根本課題が積み残されたため、事務配分や区域のあり方、税財政制度について検討を進めるべく、平成 1 8 年に都区のあり方検討委員会を設置し、検討を続けているが、都区の見解が乖離していることもあり協議が難航している。</p> <p>（事務配分）</p> <p>検討対象事務 4 4 4 項目について方向性の整理をしたものの、区域再編の議論により検討が止まっている。一方で、早期に検討が必要な児童相談所の設置については、都区のあり方検討委員会と切り離して検討することを都区間で確認している。</p> <p>（区域のあり方）</p> <p>将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を目的として平成 2 1 年に東京の自治のあり方に関する研究会が設置された。区域のあり方については、研究会の成果等を踏まえ必要に応じ議論することとしている。 （次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方 分権改革と都区制度改革 （政策企画課） （財政課） （続き）			（税財政制度） 平成 2 0 年に区側から検討の必要性を提言したが、都側の見解は時期尚早としており、 具体の議論には至っていない。 3. さらに自治権拡充の検討について 区は、最も身近な基礎自治体として、地域 の実情や区民生活の実態に即した総合的な行 政サービスを目指すとともに、人口 1 0 0 万 人を見込む中で、持続可能な自治体経営の仕 組みを目指し、さらに自治権拡充の検討を 進めている。 （既存の枠組みにとらわれない検討） 政令指定都市や中核市といった既存制度へ の移行や、現行の都区制度の改善などを前提 としたのではなく、既存の枠組みにとらわ れることなく検討を進めていく。 （基礎調査） 政令指定都市との事務比較や地方交付税の シミュレーション等の基礎調査を実施する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 (政策企画課)	大規模な国公有地の跡地利用等について、地域特性などに応じ、開発誘導方針等に基づき、土地利用の適切な誘導等を図る。	—	<p>【主な跡地等の状況】</p> <p>1. 国立医薬品食品衛生研究所（旧称「国立衛生試験所」） 玉川総合支所において、地区計画変更決定に向けた取り組みを行う。</p> <p>（経過） 上用賀1丁目18番1号 30,577㎡ ・平成24年9月 神奈川県川崎市への移転を公表 ・平成30年1月 移転が完了。跡地については、更地にして財務省に引き継ぐため、今年度以降建物解体工事及び土壌汚染対策工事が行なわれる予定。</p> <p>（取組み） ・平成16年1月 当該地を含む約8.4haの区域について、地区計画の決定。 ・平成18年11月 地区計画の変更。 ・平成30年7月 地区住民で構成される上用賀一丁目まちづくり協議会より、上用賀一丁目地区全体の街づくりルールが記載された街づくり提案書（追加）の提出。世田谷区街づくり条例に基づき受領。 （次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

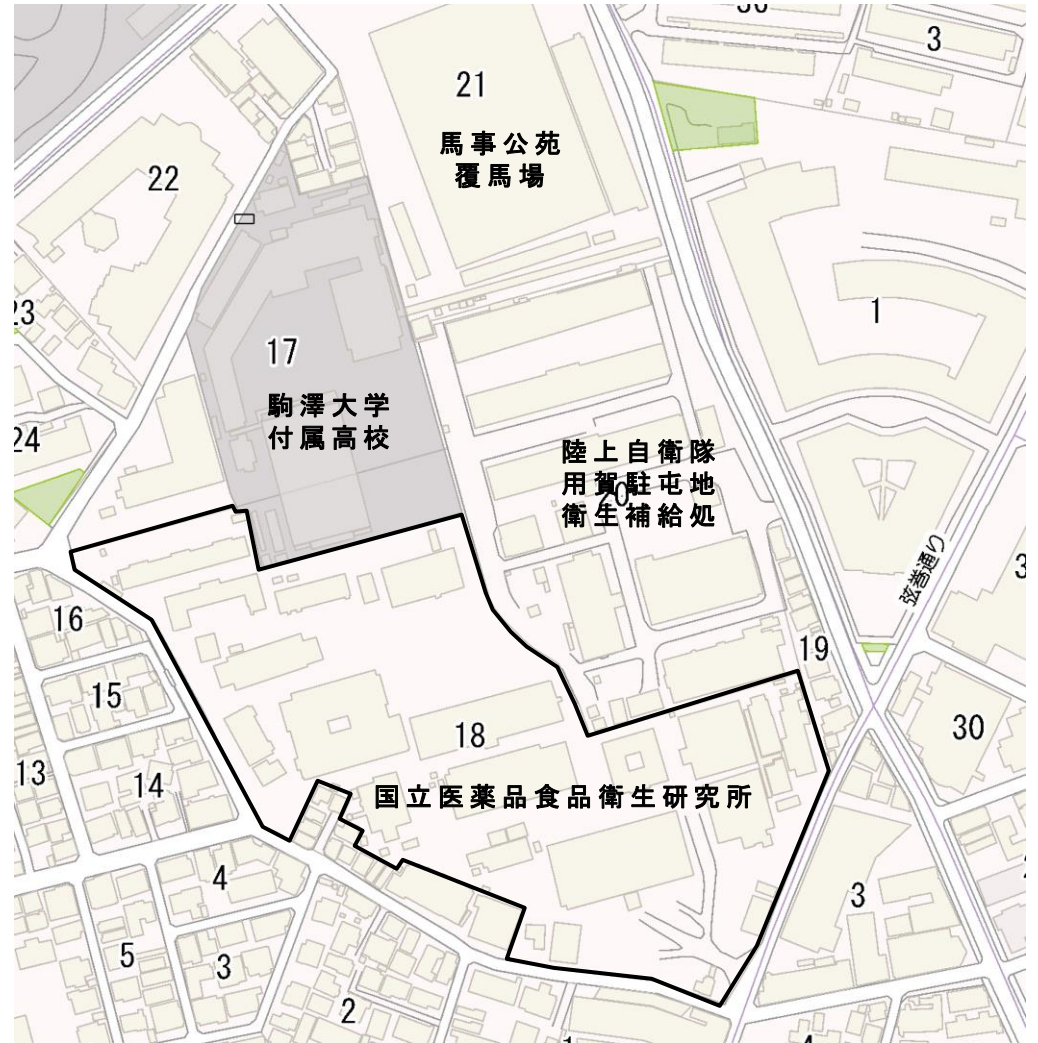
区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 8 月 地区計画等変更（たたき台）意見交換会 ・ 令和元年 1 2 月 地区計画変更（素案）説明会 ・ 令和 2 年 2 月 地区計画変更（原案）説明会

1. 国立医薬品食品衛生研究所(旧称「国立衛生試験所」)
 上用賀1丁目18番1号 30,577㎡

【位置図】



【敷地区域図】



令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			2. 国家公務員宿舎削減計画関係 「国家公務員宿舎の削減計画」で廃止対象となっている区内44宿舎について、新たに処分等が決定された場合には、跡地活用の検討をしていく。 （経過） ・平成18年度 国家公務員宿舎の移転・再配置と跡地利用に関する有識者会議の報告 ・平成23年12月 財務省が「国家公務員宿舎の削減計画」を公表 ・平成26年3月 本削減計画で廃止対象となっている宿舎について検討を行い、保育施設や高齢者施設、公園などで跡地活用を図るため、14宿舎（約7.8ha）の要望書を東京財務事務所長あて提出 （参考）保育待機児童対策のため、5宿舎の活用については先行して要望 ・平成28年1月 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、財務省により定期借地権による国有地の減額貸付等が実施され、国有地の更なる活用が進められるこ

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			ととなった。 ・平成 2 8 年 6 月 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことから、保育施設整備に係る更なる国有地の活用策が示されている。 ・平成 2 9 年 5 月 都市公園法改正（6 月施行）により、国家戦略特区の特例である、都市公園への保育所等の社会福祉施設の占有設置について、一般措置化された。 《要望宿舎 1 4 箇所及び先行要望 5 か所の処分状況》 ①区の要望に沿って処分等方針が決定済み（処分済含む）： 1 6 箇所 ②東京都への処分等方針が決定済み： 1 箇所 ③ 一般処分済み： 2 箇所

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			<p>3 国有地の留保財産</p> <p>区内の国有地において留保財産の選定や新たな国有地の処分等が決定された場合には、国の利用方針の策定にあたり、導入すべき機能、公共施設の要否などについて検討を行う。</p> <p>（経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月 財務省は、財政制度等審議会答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し（留保財産）、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことにより、有効活用（最適利用）を図ることとした。 ・令和元年12月 国有財産関東地方審議会により、区内においては1箇所が留保財産に選定することを認める答申がされた。 <p>《区の留保財産の選定状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深沢三丁目28番1号（約1,955㎡） 1箇所

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>公共施設等総合管理計画の推進 （政策企画課） （公共施設マネジメント推進課）</p>	<p>将来的な財政見通しを踏まえ、公共施設を適切に管理、保全、更新するため、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを推進する。</p>	—	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、公共施設の改築・大規模改修等については、安全性や緊急性等の観点、今後の財政状況等を見据え、計画の先送りなどを調整し判断していく。</p> <p>1. 公共施設等総合管理計画の推進 公共施設等総合管理計画に基づき、全庁横断的なマネジメントを推進し、公共施設整備の事前協議等を通じて施設総量の増加抑制や効率的な施設整備を行うとともに、財政状況や行政需要を踏まえた建物整備の内容・時期の調整を行う。</p> <p>（1）建物の取組み 改築時期の延伸や複合化など面積縮減、仮設建築物の抑制、公共施設跡地の民間への条件付貸付・売却などの手法に取り組む。</p> <p>（2）都市基盤施設の取組み 舗装更新計画や公園等長寿命化改修計画など、個別計画の進行管理を適切に行い、予防保全や長寿命化などによる経費抑制を図る。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共施設等総合管理計画の 推進 （政策企画課） （公共施設マネジメント推 進課） （続き）		—	2. 公共施設等総合管理計画の見直し 令和元年度より、公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて、計画の実効性を高めるとともに、効率的な施設整備や経費抑制の取組みを強化するため、計画の見直しに向けた検討を行い、令和2年2月には一部改訂（素案）を取りまとめた。 今年度行う計画の一部改訂については、中長期的な財政見通しや公共施設整備にかかる緊急対応などを反映した計画の一部改訂を行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	庁舎整備の推進 (庁舎整備担当課)	敷地外への部署移転や施工者選定、先行工事の実施など、世田谷区本庁舎等整備工事の準備を進める。	2,905,360千円	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>区民生活への影響や緊急性等の観点から検証を行うとともに、後年度の財政負担への影響も見据え、公共施設等総合管理計画の見直しと合わせて、以下の事業内容を総合的に判断する。</p> <p>1. 施工者の選定及び着工に向けた準備 本工事の規模や特性を踏まえ、制限付き一般競争入札（技術提案型総合評価方式）により施工者を選定する。入札参加者からの質疑応答や、技術提案審査関連の調整業務等を実施し、最善な施工者を選定する。</p> <p>2. 先行工事の実施 本庁舎等整備工事に先行して行う、旧玉川高校改修工事、第二庁舎地下の改修工事、青葉橋倉庫解体工事、噴水解体工事等について、地域への周知、安全確保等含め、円滑に進める。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	庁舎整備の推進 （庁舎整備担当課） （続き）			<p>3. ローリングに係る部署移転</p> <p>生活文化政策部や都市整備領域等、敷地外への部署移転について、区民サービスや災害対策等への支障が生じないように、移転計画策定及び移転、部署配置変更の案内、周知を遅延なく行う。</p> <p>また、1期工事中の来庁者等の安全動線確保と適切な誘導案内表示の設置など、準備を進める。</p> <p>旧玉川高校について、都との賃貸借契約や、仮庁舎供用開始の調整等も含め、準備を行う。</p> <p>4. 新庁舎及び区民会館の各竣工時期を見据えた準備</p> <p>新庁舎の各工期竣工後の庁舎の管理や運用の開始、また、工事中の庁舎機能の維持等を見据え、具体的な検討を進める。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな地域行政の推進 （地域行政課）	<p>1. 「地区・地域の強化に向けた取組みについて―地域行政の推進（平成29年度（2017年度）～令和2年度（2020年度））―」（平成29年3月）に基づき、下記の項目について取り組む。</p> <p>（1）地区の強化に向けたまちづくりセンターの充実</p> <p>（2）地域の強化に向けた総合支所の権限の強化・組織の見直し</p> <p>（3）区民集会施設の利用拡充</p> <p>2. 地域行政の推進に関する条例の制定に向けた検討を進める。</p>	－	<p>1. 地区の強化に向けたまちづくりセンターの充実</p> <p>（1）活動団体との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区情報連絡会等の活用による地域人材の発掘・地区課題の解決を進める。 ・地域の絆連携活性化事業による住民や団体同士のネットワークを広げる事業を支援する。 ・地区・地域住民の活動の場の確保 ・身近なまちづくり推進協議会など、まちづくり関連業務のあり方については、（仮称）地域行政推進条例の検討を踏まえ、見直しを進める。 <p>（2）情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区・地域のホームページの充実を図る。 <p>（3）地区防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画に基づき防災力を強化するとともに、新たな地区防災計画の策定を支援する。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法						
	<p>新たな地域行政の推進 （地域行政課）</p> <p>（続き）</p>			<p>（4）地域包括ケアの地区展開と身近な相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターを三者連携の核とした身近な相談の充実及び地区まちづくりの強化を進める。 <p>（5）まちづくりセンター窓口業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区における窓口業務や区民サービスのあり方については、（仮称）地域行政推進条例の検討を踏まえ、見直しを進める。 <p>（6）まちづくりセンターの施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月に若林まちづくりセンター、令和3年1月に等々力まちづくりセンターがそれぞれ新施設に開設する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">開設年度(予定)</th> <th style="width: 70%;">地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>若林、等々力</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>松原</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">（次頁に続く）</p>	開設年度(予定)	地区	令和2年度	若林、等々力	令和3年度	松原
開設年度(予定)	地区									
令和2年度	若林、等々力									
令和3年度	松原									

令和2年度主要事務事業

地域行政部

区分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>新たな地域行政の推進 （地域行政課）</p> <p>（続き）</p>			<p>2. 地域の強化に向けた総合支所の権限の強化・組織の見直し</p> <p>（1）総合支所の権限の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所長の権限、副支所長の役割については、（仮称）地域行政推進条例の検討を踏まえ、見直しを進める。 <p>（2）総合窓口（くみん窓口）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口（くみん窓口）及び集中入力センター開設の効果検証の結果に基づく、さらなる改善、集中入力センターの運営方法を検討する。 <p>（3）地域包括ケアの地区展開の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の活用・マッチングによる地区課題の解決に向けた取組み支援を進める。 <p>（4）「世田谷版ネウボラ」の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て家庭に寄り添い切れ目ない支援を着実に推進する。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>新たな地域行政の推進 （地域行政課）</p> <p>（続き）</p>			<p>（5）総合的な児童相談行政の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。 ・子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用を図り、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うとともに、区がこれまで培ってきた地域の方々との顔の見える関係を活かした予防型の児童相談行政を展開する。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>新たな地域行政の推進 （地域行政課）</p> <p>（続き）</p>			<p>3. 区民集会施設の利用拡充 （1）公共施設利用案内システム(けやきネット)の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを踏まえた機能改善を行い、システムの安定的な運営及び利用者の利便性の向上を図るとともに、施設の有効利用を促進する。 ・2年毎の団体登録の更新手続きを進める。 <p>（2）地域コミュニティ施設の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地区・地域での住民主体の自主的な活動の促進を図るため、活動の場の確保などの取り組みを進める。 <p>4. 地域行政の推進に関する条例制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治、参加と協働や身近な行政サービスのあり方など、地域行政検討委員会やシンポジウムなど区民参加による検討を進め、(仮称)地域行政推進条例を制定し地域行政を将来にわたり持続可能なものにする とともに、三層構造における事業や執行体制の見直しにつなげる。 <p>《スケジュール（予定）》</p> <p>令和2年9月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例素案報告）</p> <p>令和3年2月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例案報告）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな地域行政の推進 （地域行政課） （続き）			第1回区議会定例会（条例案 提案） 4月（仮称）地域行政推進条例施行

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進	「新実施計画（後期）平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度）」の目標達成に向けて、当委員会所管に関連する取組みを着実に推進する。	—	<p>新実施計画(後期)事業については、令和元年度の水準で実施することを原則とし、休止、先送り、事業規模の縮小等の見直しを図る。</p> <p>【当委員会所管の主な取組み内容】</p> <p>1. 基本計画重点政策に基づく取組み</p> <p>（1）豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の場の充実 <p>活動の場の確保により住民主体の自主的な活動を促進し、地区・地域で住民同士がともに支えあう地域社会づくりを推進するとともに、地区の強化に向けて、地区内の施設や活動団体についての情報共有や、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組む。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進 （続き）			<p>2. 行政経営改革の取組み</p> <p>(1) 都区制度改革、地方分権改革等 今後の検討状況に基づき、移管事務等の具体化、権限移譲等に伴う条例の制定等の準備を進める。 また、さらなる自治権拡充に関する検討として、政令指定都市との事務比較や地方交付税のシミュレーション等の基礎調査・研究に取り組む。</p> <p>(2) 地域行政制度の推進 ①活動団体の連携の強化等まちづくりセンターの充実、②本庁組織と総合支所組織の役割見直し等総合支所の権限の強化・組織の見直し、③引き続きの現状把握・課題整理による地区の区域のあり方の検討と整理に取り組む。</p>